〃	第153回	1,816,170,000円	1,807,848,589円
〃	第154回	1,394,700,000円	1,388,476,481円
〃	第155回	7,552,680,000円	7,519,579,179円
〃	第156回	1,593,060,000円	1,586,205,240円
〃	第157回	910,010,000円	906,130,549円
〃	第158回	974,710,000円	969,991,713円
〃	第159回	1,389,680,000円	1,383,312,750円
〃	第160回	841,790,000円	838,033,717円
〃	第161回	1,712,910,000円	1,705,403,007円
〃	第162回	1,178,050,000円	1,172,980,994円
〃	第163回	1,373,350,000円	1,367,495,313円
〃	第164回	1,697,290,000円	1,689,087,961円
〃	第165回	3,776,600,000円	3,759,296,156円
〃	第166回	1,309,370,000円	1,303,527,231円
〃	第167回	1,662,520,000円	1,655,233,858円
〃	第168回	1,147,460,000円	1,142,522,634円
〃	第169回	2,764,040,000円	2,752,256,627円
〃	第170回	2,736,670,000円	2,723,436,057円
〃	第171回	11,000,000円	10,933,845円
〃	第172回	30,100,000円	29,928,103円
〃	第173回	250,000円	248,787円
〃	第175回	7,200,000円	7,175,701円
〃	第176回	1,000,000円	997,333円
〃	第177回	36,000,000円	35,885,137円
〃	第182回	108,340,000円	108,332,981円
合　計		110,241,630,000円	109,843,158,683円

○厚生労働省告示第二百十二号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第二号から第四号までの規定に基づき、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第百三十四号）を次の表のように改正する。

令和七年七月三十日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （適用期日） **第一条**　この告示は、令和九年四月一日から適用する。 （経過措置） **第二条**　令和七年四月一日までに、言語聴覚士法第三十三条第二号又は第三号の規定に基づき、この告示による改正前の言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目又は言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に掲げる科目を修得中の者又は既に修得した者については、なお従前の例によることができる。 **第三条**　令和八年四月一日までに、言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき、この告示による改正前の言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に掲げる科目を修得中の者又は既に修得した者については、なお従前の例によることができる。	**附　則** この告示は、令和九年四月一日から適用する。 （新設） （新設）

○経済産業省告示第百十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、同号の災害及び地域を次のように指定する。

令和七年七月三十日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
トカラ列島近海を震源とする地震	鹿児島県　鹿児島郡十島村	令和七年七月三日から令和七年十月二十九日まで

○国土交通省告示第七百七十号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）第九条の七の規定により、同規則第九条第一号イに規定する登録実務講習を行う機関である合同会社ＦＩＲＳＴ－ＰＡＴＨから登録実務講習事務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同規則第九条の十七第二号の規定により、次のとおり公示する。

令和七年七月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録実務講習事務を行う事務所の所在地

変更前	熊本県熊本市中央区黒髪三丁目九―十一
変更後	熊本県熊本市北区弓削五丁目三―六十六―二〇二

二　変更の年月日　令和七年七月十日